

島根県が所有する自動車（除雪車両）の任意保険加入契約仕様書

- 1 件名 島根県が所有する自動車（除雪車両）の任意保険加入契約
- 2 任意保険加入対象自動車
島根県が所有する自動車のうち、道路管理者（島根県）が所有する除雪車両
- 3 加入する任意保険の種類及び基本情報
 - （１）契約者は、島根県知事名。
 - （２）記名被保険者は、県が定めた各請負業者。
 - （３）契約形態はノンフリート契約。
 - （４）事故履歴のない車両は等級は６Ｓ 等級とし、事故履歴のある車両は各保険会社の規定による等級とする。
- 4 加入する任意保険の担保種別
なお、低公害車割引、横滑り防止割引、エアバック割引、衝突安全ボディー割引、ＡＢＳ割引・多数割引等の自動車の性能又は機能、台数に係る割引は適用しないこと。
 - （１）対人賠償保険で、保険金額は無制限とする。
 - （２）対物賠償保険で、保険金額は無制限（免責０円）とする。
 - （３）人身傷害保険で、保険金額は無制限とする。
 - （４）車両保険は、一般条件で車両価額の範囲（免責１０万円）とする。
車両価額は、新車価格の１０％を減価償却率とし、３０％を下限（７年で下げ止め）とする。
 - （５）当方が無過失の事故の場合、車両保険先行払いを行っても等級がダウンしない「車両無過失事故に関する特約」が付帯されていること。
 - （６）自走不能時のレッカー移動無料サービスが付帯されていること。
 - （７）上記（１）～（４）において、示談交渉サービスが付加されているものであること。
 - （８）運転者（委託業者）が県管理の道路構造物等を破損した場合も補償対象であること。
- 4 車種及び台数 別紙「任意保険加入対象車一覧表」のとおり。
（注）上記「任意保険加入対象車一覧表」に掲載されているデータについては、本契約に係る入札の見積額の算定に用いることとし、この目的以外に使用しないこと。
- 5 任意保険に加入する期間
 - ①令和７年１０月１７日（金）０時から令和８年４月１７日（金）１６時まで
対象車両：２台（出雲８００は４５、出雲８００は４６）
 - ②令和７年１０月２１日（火）０時から令和８年４月２１日（火）１６時まで
対象車両：２４９台（①を除く車両）

6 その他の条件

- (1) 島根県が所有する自動車のうち道路管理者（島根県）が所有する251台について加入するものであること。
- (2) 当該任意保険に加入している自動車の事故について、当該保険適用対象外（相手方の過失100%等）となった場合において、当該示談交渉等に対して支援を行うものであること。
- (3) 県が実施する交通事故防止のための講習会、研修会に対して支援を行うものであること。
- (4) 自動車の事故について、24時間体制でのサービスを行う者であること。
- (5) 島根県下に事故サービスセンターを1件以上保有していること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、島根県土木部道路維持課と協議のうえ決定するものとする。